

## 宍粟市学童保育所通所支援事業補助金について

2020.4版

### ○宍粟市学童保育所通所支援事業補助金交付要綱 抜粋

学童保育所が校区内がない小学校又はあずかり保育所が園区内がない幼稚園に通う児童及び定員超過によりやむを得ず校区外の学童保育所を利用する児童が、ファミリーサポートセンター事業を利用して近隣の学童保育所へ通所するための費用を補助することにより、保護者の就労支援を図るとともに、児童の健全育成に資する。

ただし、土曜日、長期休業日等の終日保育を行う日の利用料金を除く。

【申請に必要なもの】 申請書・請求書は窓口に備え付け

○印鑑

○申請者名義の口座番号が分かるもの 例) 父の名前で申請する場合は父の口座

○ファミリーサポートセンターの「援助活動報告書」(おねがい会員用) の用紙：該当日数分

### 【対象となるもの】

○平日(授業等実施日) 学校園からあずかり保育・学童保育所までの送りについて  
利用したファミリーサポートの利用料

### 【対象外のもの】

- 平日(授業等実施日) あずかり保育・学童保育所から降所する際に  
利用したファミリーサポートの利用料
- 終日保育(土曜・長期休暇中等)の際に利用したファミリーサポートの利用料

### 【申請窓口】

宍粟市教育委員会事務局 こども未来課 42番窓口 市役所4階

### 【申請の時期】

○ひと月毎～申請を受け付けています。まとめて申請されると立て替え期間が長くなるので長くとも学期毎での申請をおすすめします。

### 【提出期限】

○翌年度4月10日

年度毎の申請となりますので、最終提出期限は利用日の翌年度の4月10日頃までとします。

**提出期限を過ぎた過年度の補助金申請は支払いができませんのでご注意ください。**

例) 平成31年4月1日～令和2年3月〇〇日(春休み以前) 利用分の提出期限・・・令和2年4月10日

春休みの利用は補助対象外であることから、最終の補助金申請は春休みに入る頃から可能となりますので、3月利用分の申請はできるだけお早めに提出ください。

### 【補助金振込時期】

○申請書を提出されてから約1ヶ月以内に指定口座に振込を行います。

**【重要】ファミリーサポートを利用するには市役所社会福祉課Tel63-3067(北庁舎4階で事前に登録が必要になります)**

**ただ、登録をいただいても、援助して下さる会員が見つからない可能性があり、援助を保障するものではありません。**



### 郵送申請をされる場合

- ① 申請書・請求書をホームページからダウンロードし必要事項を記入し押印する。
- ② ファミリーサポートセンターの援助活動報告書の該当日数分のコピーをとる。  
(原本は入れないでください)
- ③ 封筒に①②を入れ、  
〒671-2593  
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬  
133番地6  
宍粟市役所 こども未来課 宛  
で送付する。